

決算特別委員会会議録

日時 平成22年11月15日(月) 開会時間 午前10時05分
閉会時間 午後0時20分

場所 第3委員会室

委員出席者 委員長 中村 正則
副委員長 木村 富貴子
委員 前島 茂松 深沢 登志夫 土屋 直 清水 武則
高野 剛 森屋 宏 山下 政樹 鈴木 幹夫
石井 脩徳 中込 博文 堀内 富久 金丸 直道
進藤 純世 安本 美紀

委員欠席者 渡辺 英機 白壁 賢一

説明のため出席した者

公営企業管理者 小林 勝己 企業局長 西山 学
電気課長 石原 茂 総務課総括課長補佐 渡辺 恭男

福祉保健部長 古屋 博敏 福祉保健部次長 三枝 幹男
福祉保健部次長 河野 義彦 福祉保健部技監 水谷 均
福祉保健総務課長 篠原 道雄 監査指導室長 遠藤 晋 長寿社会課長 桐原 篤
国保援護課長 中澤 卓夫 児童家庭課長 横森 梨枝子
障害福祉課長 鈴木 治喜 医務課長 吉原 美幸 衛生薬務課長 山本 裕位
健康増進課長 大澤 英司

商工労働部長 丹澤 博 産業立地室長 安藤 輝雄 商工労働部理事 山本 誠司
商工労働部次長 末木 浩一 商工労働部次長 八巻 哲也
産業立地室次長 小田切 一正 商工企画課長 佐野 芳彦
商業振興金融課長 赤池 隆広 産業支援課長 尾崎 祐子
労政雇用課長 望月 明雄 産業人材課 二茅 達夫
産業立地推進課長 高根 明雄

農政部長 松村 孝典 農政部次長 吉澤 公博 農政部技監 西島 隆
農政部技監 加藤 啓 農政総務課長 野中 進 農村振興課長 山本 重高
果樹食品流通課長 樋川 宗雄 農産物販売戦略室長 河野 侯光
畜産課長 白砂 勇 花き農水産課長 西野 孝 農業技術課長 齋藤 辰哉
担い手対策室長 大島 孝 耕地課長 有賀 善太郎

出納局次長(会計課長事務取扱) 佐藤 浩一

議題 認第1号 平成21年度山梨県一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定の件
認第2号 平成21年度山梨県公営企業会計決算認定の件

審査の概要 総括審査は、決算状況の質疑とともに、意見がある場合は合わせて発言願ひ、意見

書の提出があった委員には、意見書記載の意見とあわせて発言を願った。

審査の順序は、認第2号議案について午前10時5分から午前10時58分まで福祉保健部（病院事業）及び企業局関係の総括審査を行い、認第1号議案については午前11時20分から午後0時20分まで福祉保健部、商工労働部及び農政部関係の総括審査を行った。

質 疑 企業会計関係

（地域振興事業への貸付金の回収について）

前島委員

まず、電気事業関係につきまして、決算の状況を見せていただきました。多年にわたり電気事業が非常に良好な成績で推移していることについて、評価をさせていただきたいと思っているわけでありまして。平成21年度の決算でございますので、その経営状況を見せていただきましたが、6億5,300余万円の純利益となっておりますことについて、改めて高く評価をさせていただきたいと思っています。

しかしながら、その一方で、地域振興事業に貸し付けた残高は62億5,000余万円に及んでいるわけでありまして。この貸付金に対する返済回収の見通しという非常に暗い材料がございまして、回収計画が思うに任せない実情に見えるところでございます。本体の電気事業が積年、一生懸命に苦勞をしてこの収益を上げ、それを利用してきたことを思いますと、単年度のいわゆる純利益の10倍に匹敵する額を地域振興事業等に貸しているということになるわけでありまして、この貸し付け回収に当たっては、非常に厳しい状況があるようにお伺いしているところでございます。この貸し付けた責任を含めて、厳しい対応で残高削減に一層努力をしてもらいたいとそんな感想を持ちながら、留意されたいという意見書を提出させていただきました。

まずお伺いをいたしますのは、今の地域振興事業等に貸し付けている内訳と内容について、総括的に御説明をいただきたいと思います。

渡辺総務課総括課長補佐 電気事業から地域振興事業への長期貸付金が丘の公園の建設資金等に回っているわけですが、21年度末で合計62億5,000万円となっております。

前島委員

それに対しまして、回収計画といえますか、返済をいただく計画はどんな状況で推移しているかという点についてお伺いさせていただきます。

渡辺総務課総括課長補佐 平成16年に指定管理者制度を導入いたしました際に、長期の返済計画を立ててございます。それによりますと、平成100年度末にこの長期貸付金はすべて返済できるという計画を立ててございます。

前島委員

その計画は大変心配するところがございますけれども、例えば丘の公園につきましては、当初1億5,000万円の指定管理者の納付金を契約してきたわけでありまして、それが1億3,000万円に減額をせざるを得ない。いわゆる減額の計画に変更されていることなどを含めますと、大変容易ではないと思っております。頑張ってくださいと思っていますが、残高削減についての全体的な計画をお話いただきまして、意見書とさせていただきたいと思っております。

西山企業局長

平成16年度から地域振興事業に指定管理者制度を導入することによりまして、それ以前は返済が行われなかった長期貸付金が順次償還をされている状況でござ

います。当面、非常に厳しい状況は承知しておりますけれども、平成25年度までは現行の指定管理者制度を継続する中で、計画的な貸し付けの償還に配慮すべきだと考えています。よろしく願いいたします。

(基幹医療機関としての取り組み姿勢について)

前島委員

では、続けて、病院事業関係について見せていただきました。総括的な意見書でございますが、平成21年度の決算に見られるように、基本収支である医業収益は158億6,000余万円、これに対して、医業費用は174億4,200余万円。他会計からの補助金等で収支のバランスをとっています。これは21年度ばかりでなくて、ずっとそういう流れで病院会計が収支の最終的な決算をつけてきているということで、多年、議会でも心配をされた健全経営という点では、企業事業会計としては課題の議論がいろいろと続いてきたところであります。

そういう状況を含めて病院経営の抜本的見直しを図られまして、平成22年4月1日付で、地方独立行政法人山梨県立病院機構の名で新たに出発をしたところであります。そのため、県は、累積している過年度の多額の欠損金の処理への対応を初め、繰入金、出捐金、言いかえれば、寄附的な対応などを行って、独立行政法人の船出に当たって重荷にならないように取り組んだという経過であります。このことに対して、新しい独法関係者は深くこの経過を受けとめていただきたい。そして、本県の基幹医療機関として、経営の健全性と県民の信頼と高いレベルの病院経営を目指して、格段の尽力を願いたいというのが私の意見であります。

そこで、今の21年度の決算の内容につきましては、今年4月1日に既に新しく独法に移行しておりますので、多くの指摘は控えさせていただいたところでありますが、この点について、福祉保健部の立場として、また病院関係の皆さん方として、今、どのような姿勢で取り組みに向かって準備を進められ、また、どのような経営になっているかについて、御所見をいただきたい、意見をいただきたいと思っております。

吉原医務課長

本日は病院機構のほうからは職員が参っておりませんので、福祉保健部としてのこれまでの取り組み、考え方について御説明させていただきたいと思っております。委員御指摘のとおり、今回、地方独立行政法人山梨県立病院機構に移行するに当たりましては、平成20年7月に、県議会におかれましても県立病院あり方検討特別委員会を設置していただいて、御熱心な論議をいただきました。

またあわせて、県民の方々からも、タウンミーティングとか、県政モニターの皆さんに対するアンケートなど、さまざまな形で御意見を伺いながら、一番いい形で移行を進めていくにはどうしたらいいかということで検討させていただいた結果、今年の4月にいわゆる公務員型、特定型の地方独立行政法人に移行することとなりまして、独法としてのスタートを切ったところでございます。

県立病院は、新たに地方独立行政法人法に基づく経営をスタートしたわけですが、委員御指摘のように、移行に当たりましては、資産につきまして再評価をさせていただきました。そこで負債とのバランスをとっていく必要がありましたことから、県議会の御議決をいただいて、29億円の出捐をいただいております。こういったことを法人の小俣理事長を含め、職員一同、肝に銘じているところでございまして、病院機構においても、理事長である小俣先生のリーダーシップのもとに職員が一丸となりまして、良質な医療の提供、それからあわせて、経営の健全化の取り組みを進めているところであります。

中央病院におきましては、4月からがん診療部を新設いたしまして、がん治療について総合的な医療体制をとったところでもございますし、また、7月からは7対1看護を導入しまして、患者さんへの手厚い看護にも取り組んでいます。また、北

病院においては、医療観察法に基づきます指定入院医療機関を開設させていただいています。こうした、いわゆる中期計画を達成するための取り組みが既にスタートしているところでもあります。

この4月から9月までの半年の病院の経営状況でございますが、患者さんにつきましては、昨年と比べますと延べ数で約8,000人増加をしております。特に新規の患者さんが約500人ふえており、医業収益につきましても、半年間で、昨年と比べますと約7億円の増となっております。こうしたことから、県としては、病院機構はある程度順調にスタートが切れたのではないかと、経営としても良好な形に進んでいると認識をしているところでございます。

こういった状況で、今後も病院機構が救命救急とか、周産期、あるいはがんなど、県民の皆さんに欠くことのできない、いわゆる政策医療をきちんと引き続き提供し、県の基幹病院として役割をしっかりと果たしていただくということ、経営の健全化にも一層努めていただくということが一番大事かと思っております。県といたしましても、病院の経営状況についてはきちっと把握して、指導などもさせていただきながら、支援も行っていきたいと考えております。

前島委員

ありがとうございました。重ねて、部長に見解、意見をいただいて終わりたいと思っております。実は病院会計が独法という方向になりまして、中期計画の5年という中で、経営状況の収支をつけて審査するという方向に変わりました。当初、私は中期計画は4年ぐらいにしたらどうかということを中心とした思い出がございまして。それはなぜかということ、私ども県議会から手が離れていきますので、当然、本格的ないわゆる審議ができない。そういう方向の中で、4年に1回ずつ、すべての県議員が病院経営に触れる機会がなければいけないということで、私は4年を主張したんでございます。これから、病院は中期計画5年ということでございますから、いわゆる県議員の任期からすれば、各年の答申によって病院会計の診断をせざるを得ないということになります。そういう点が、議会としては非常に注目している病院経営に対して、機会のとらえ方がやや遠くなっていくという感じがしているわけでございます。

今度の新しい機構の出発に当たっては、これだけの累積赤字を棚上げにして、繰入金、出捐金等に対応した県の大変な出費について、独法関係の皆さん方がほんとうに重く重く受けとめてもらっていかねば困る。そういう状況の中で、病院が再び、一般会計の繰出金や出捐金、あるいは補助金を投入しなければならないような事態にならないような努力を、重ねて私はその期待をして、県民の負託にこたえてもらいたい、こう思っているわけであります。

そういう点で、総括の所見を聞いて終わりたいと思っております。よろしくどうぞ。

古屋福祉保健部長 委員が今、御指摘の地方独立行政法人のスタートに当たりまして、県から出捐金等を交付する中で、バランスをとりながらスタートをしているということです。先ほど医務課長が申し上げたとおり、現在のところ、経営状況はよい方向に進んでいます。この方向をさらに確かなものにするため、7対1看護体制等は既に実施しておりますけれども、今後、地域の医療、病院等への支援、あるいはがんのさらなる高度医療の提供、そしてまた、救急医療体制の強化等々にさらに強力に取り組むことによりまして、県民の県立病院への負託にこたえていくよう、私どもも指導してまいりたいと思っております。病院機構におきましても、新しい法人経営ということで、経営の責任を明確化する中で現在取り組んでおります。委員の御指摘のとおり、県立病院でございますので、県民への良質な医療の提供を一番の眼目に置きまして、今後取り組んでいくように指導、支援を行いたいと思っております。

そして、補足になりますけれども、病院機構の経営状況につきましては、法律上、

経営の評価委員会が置かれておりますので、そこで外部からの第三者的な評価を毎年、行います。病院機構のほうから私どものほうにその報告がございます。それにつきましては、毎年1回ということになるかと思いますが、議会にも報告をさせていただきたいと考えております。いずれにしましても、県立病院機構が新たなスタートを切ったという中で、中央病院、北病院ともに、県民への良質な医療の提供ということに精いっぱい頑張っていけるよう指導していきたいと考えています。

(株式会社清里丘の公園を構成する企業の変更について)

山下委員

もう少し意見書に具体的に書けばよかったですでしょうけれども、この後に中込委員が指定管理者納付金の減額について触れますので、私のほうは、指定管理者に選定された企業の変更について、少し概略で話を聞かせていただければと思います。まず初めに、清里丘の公園株式会社と企業局が提携を結んだ時期はいつですか。

渡辺総務課総括課長補佐 平成16年4月1日からの指定管理者制度の導入に向けまして、平成15年度末に協定書を締結しております。

山下委員

それで、ウィン・ワールド、山梨交通、セラヴィリゾートの3社は、いわゆる持ち株会社ということですかね、株式会社清里丘の公園ということでございます。こういった3社合同で持ち株会社をつくって企業局と契約を結ぶという形で最初からやる予定だったので、このようになったんでしょうか。それとも、極端なことを言うと、3社のトップとして一番先頭になるのがウィン・ワールドさんだったのか、セラヴィさんだったのかちょっとわかりませんが、その会社と契約するのではなくて、3社の持ち株会社という格好で最初から契約する予定だったのか、ちょっとその辺を教えてください。

渡辺総務課総括課長補佐 15年度に指定管理者導入に当たりまして、プロポーザルを行い、何点か提案がございました。その中の1つでございます。それが、委員が今、言われたこの3社の合同出資による企業、株式会社清里丘の公園を設立して、このような事業をやっていききたいといった提案を受けたものでございます。

山下委員

あくまでも会社単体ではなくて、この3社が共同事業体として1つの株式会社清里丘の公園をつくって参加したということですね。そのときには、何社かあった中で株式会社清里丘の公園が選ばれたんですけれども、当然選ばれた理由があると思うんですね。この会社がこういうふうによかったからということで選んだと思います。その理由をちょっと教えてください。

渡辺総務課総括課長補佐 ウィン・ワールドであればスポーツとか健康という分野になりますが、それぞれ得意分野がございます。そういったものが指定管理者の管理運営にいい影響を与えてくれるのではないかと期待いたしまして、選定いたしました。

山下委員

もうちょっと具体的に言うと、過去の委員会の議事録を見せていただくと、3社あるわけですが、山交さんが足を持っている。セラヴィリゾートさんは名古屋、愛知の中京圏を中心としたお客さんを誘致できる。そして、ウィン・ワールドさんは、山梨県内で健康志向のスポーツジムをやっているからということで、そういった3社をすばらしいから選んだわけですね。後で多分、何でこんなことを聞いているのかわかるかと思いますが。

では、ウィン・ワールドさんが事実上破産宣告をして、K S Sに株式を譲渡しました。平成19年8月10日に譲渡されましたが、この件に関して、県は存じてい

たんですか。

渡辺総務課総括課長補佐 平成19年8月にウィン・グループが統合になり、株式会社KSSとなったという点についてですが、指定管理者の株式を譲渡する際には、事前に私ども企業局のほうに承認を得るようという覚え書を交わしてございます。それに基づいて指定管理者から協議がございまして、私どもが検討した結果、やむを得ないだろうということで認めましたので、承知しておりました。

山下委員 その後、今度は株式会社KSSからの譲渡があったときに、小林社長さんがこの株式を一時保有していたと聞いているんだけど、それも知っていたんでしょうか。

渡辺総務課総括課長補佐 19年8月に、KSSがウィン・ワールドから株式を取得いたしましたして、その後、21年6月、今度は、KSSが破産手続きを開始いたしました。その株式を取得する企業が当面あらわれなかったものですから、株式が分散してしまうのはまずいということで、今の指定管理者である株式会社清里丘の公園の小林社長が個人的にこの株式を取得いたしました。それで、同年10月に、今度は、株式会社文教に株式を譲渡したところでございます。

山下委員 今、答弁の中で、分散してしまうと言いましたけれども、ちょっと教えていただきたいんです。現在、文教さんは株式会社清里丘の公園の株式をどれぐらい持っていらっしゃるんですか。

渡辺総務課総括課長補佐 持ち分でいえば10%、200万円でございます。

山下委員 残りの90%はどうしているんですか。分散してしまっているじゃないですか。

渡辺総務課総括課長補佐 残りの90%のうち50%は、TK清里という投資を目的とした会社でございます。残りの30%がセラヴィリゾート泉郷、残りの10%は山梨交通ということで、4社の持ち株となっております。

山下委員 TK清里さんは全体の株の50%を持っているんですよ。ここが何で頭をやらず、経営をやらないで、10%の文教さんが経営をやっているのか。おかしくないですか。もっと言わせていただければ、もともと当初予定していたところが、3社のうち2社、会社をたたんでしまった。ということになれば、当初の目的が達成できなかったのかもしれませんが、それはそれなりに経済状況があるんだから、これはしょうがないと思う。だったら、やっぱりそこで一度原点に立ち返るべきだと思うんです。

だって、あくまでもこの3社と契約を結んだのであって、持ち株会社が、すべて権利を持っているわけじゃないんです。あくまでもこの3社として共同事業体を組んで、山梨県の企業局と契約を結んだんでしょう？その本体である持ち株会社に出資している3社のうち2社が倒産して、しかも、今言われたように、山交は10%しか持っていないんでしょう？残りの90%は破産した会社が持っていたということでしょうか？だったら、やっぱり何で原点に戻らないんですか。どうしてもそのところがね。

確かに、経営をずっと続けていかなければいけないと言うんだったら、先ほど、要するに、KSSさんがつぶれたときに、小林社長が株を一時預かりにしていたということでしたが、県が一時預かりにでもすればいいじゃないですか。そういうことがいくらでもできたじゃないですか。何でそれをしなかったのかということが、

実に疑問ではない。

それと、1つ、もう少し話を聞かせていただきたい。今度は、平成21年10月13日から文教さんが受託して、経営している。これは今度、いつまでの契約になるのですか。平成16年2月25日に協定を結んで、たしか、当初の3社とは10年間という契約でした。途中、こういうふうな変遷を経て、今、文教さんが持っていらっしゃる。今度も10年間ですか。それとも、ここから10年間なんですか。

渡辺総務課総括課長補佐 10年間と申しますのは、県と指定管理者との間で締結した協定の効力が10年間ということでございます。ですから、当然のことながら、持ち株会社としての適用を与えられるのは平成25年度末までということでございます。

山下委員 私がちょっと聞いている話だと、TK清里さんは、事実上、この持ち株会社の50%の株式を保有しているんですね。この会社が、再三再四にわたって、株主総会の開催を求めているとも伺っている。だけれど、残念ながら、株主総会は開かれたことがない。県はこの事実は知っていますか。

渡辺総務課総括課長補佐 詳細には把握しておりません。ただ、株主総会を開催したという話は聞いております。

山下委員 そうですか。それだったら、私が聞き間違い、まだそこまで聞いていなかったのかもしれない。

株主総会が開かれて、事実上、その持ち株の比率は何も変わらないで、今のところはずっときているんでしょうか。

渡辺総務課総括課長補佐 今年度の株主総会が開催された事実は把握しておりますけれども、その中でどのような議論があったのか、詳細なところについては、把握しておりません。

山下委員 この後、中込委員がもう少し決算に基づいたお話をさせていただきますので、私はこの辺でやめさせていただきますけれども、指摘させていただきます。本来であれば、先ほど言うように、3社のうち、保有している株式が10%しかない山交さんだけが残って、残りの90%の会社が破産しているにもかかわらず、その持ち株を盾にして移行させていくということは、僕はあまりいいことじゃないと思います。当初の契約のもともとの問題として、この契約書自身が破棄されていると思う。はっきり言わしていただければ、無効になっていると思っている。県と株式会社清里丘の公園との契約というのは、司法上までは調べていないですけれども、事実上、ほんとうにないものだと思っている。

逆に言えば、これからずっと、持ち株会社の株式がどんどんいろいろなところを渡り歩くということだってあるわけですよ。だって、今、これだけのことが許可されているんだったら、もっと別のところに行ったら、「何でうちがもらっちゃいけないんだ。うちが持っているんだから、やらせてくれないの?」と、こういう話になるじゃないですか。だから、やっぱり僕は、この辺をぜひとも次の契約のときに、今、私が指摘したような疑念が起らないような形でやっていただきたいと指摘させていただいて、終わります。

(地域振興事業における指定管理者納付金について)

中込委員 地域振興事業会計について意見書の提出をさせていただきました。持ち株会社との指定管理者の契約につきましては山下委員からも意見がありました。私は21年度の決算の会計について意見を出させていただきました。指定管理者の納入金に

ついてですが、20年度と比較しまして、21年度は2,000万円減額しております。個別審査では、その理由は、客単価減少、経営上の理由、あるいは原油価格の高騰等であるということでした。その時々状況が大きく変化した場合は、途中で契約条件を変更するということもやむを得ないところもあるかもしれませんが、原則は当初の契約を履行していただくのが原則だろうと思っております。

であります。やむを得ない状況があって変わったということであれば、例えば原油高騰とかいうことであるならば、それが元へ戻ったときは、また契約条件を元に戻すべきだと思います。それは先ほど前島委員からも言われたとおり、いろいろな決算がマイナスにある状況において、少しでもそういう状況があるならば、元へ戻すべきではないかと考えるんですが、これについて御意見をお願いします。

渡辺総務課総括課長補佐 納入金につきましては、指定管理者の選定時に、年1億5,000万円ということで提案を受けて、決定したものでございます。協定書にもはっきり書いてございます。また、利用料金制を採用していることから、指定管理者の経営状況が直ちに納入金の額に反映されるのではないということで、これが原則と私どもも認識しております。

ただし、今回、21年度、22年度につきましては、協定書の中に、指定期間が10年間と大変長期間でございますので、5年経過した段階で納入金について見直しをしましょう、両方で協議をしましょうという規定がございます。その規定に基づいて両者が協議した結果、先ほど委員御指摘のとおり、重油価格の高騰や利用単価の低下などの状況を勘案いたしまして、2年間に限り2,000万円減額をしたところでございます。

中込委員 では、契約の残りは、あと5年ということによろしいのでしょうか。

渡辺総務課総括課長補佐 平成25年度までとなっております。ですから、今からですと、あと3年と何カ月かということになります。

中込委員 この2,000万円の減額というのは、2年限りということによられたということによろしいのでしょうか。

渡辺総務課総括課長補佐 21年度、22年度、2年間に限った措置でございます。

中込委員 それでは、この22年度が終われば、また元へ戻るということで、1億5,000万円にまた戻るということによろしいのでしょうか。

西山企業局長 ただいま御説明をさせていただきましたように、当面、21年、22年度を2,000万円減額してきましたわけですが、23年度以降につきましては、今後の経済情勢の動向等を見きわめまして、慎重に決めていきたいと思っております。

中込委員 わかりました。それであるならば、22年が終わって、23年度以降のときには、またこれがふえることもあるということによろしいですね。動向を見ながら、もう一度それをやっていくということですか。

西山企業局長 当面は1億5,000万円ということが基本になっており、それから判断をさせていただきますこととなります。

中込委員 よくわかりました。私の意見としては、先ほど前島委員あるいは山下委員の意見にもありますが、原油の高騰も終わりましたので、少しでも黒字という努力をしていただいて、23年度以降、元へ戻していただくようにという意見として述べて終わらせていただきます。

(地域振興事業への指定管理者制度導入のメリットについて)

進藤委員 私も地域振興事業会計について質問、意見を申し上げたいと思います。指定管理者制度の第1号ということで、この清里丘の公園が始まったわけですね。そのときも、決めることについてかなり議論がなされました。そういう中で、民に託すこと、これがいいんだ、今まで県直営でやっているものすごい赤字があるから、それを少しでも解消していかなければいけないということで、指定管理者制度を導入したわけですね。どのようなメリットがあったか、いい点があったのかということをお答え願いたいと思います。

渡辺総務課総括課長補佐 地域振興事業会計につきましては、指定管理者制度導入前の平成15年度まで、委員御指摘のとおり、収益的収支で赤字でございました。減価償却費等を除いた現金収支におきましても赤字ということで推移しておりましたが、平成16年度の指定管理者制度の導入によりまして、それ以降、収益的収支では赤字ではございますけれども、現金収支では黒字化することができました。したがって、それを原資といたしまして、電気事業会計への長期借入金金の償還を着実に進めているところでございます。

進藤委員 いい方向に向かってきたというお話なんです、よくなった点、どういう点が指定管理者によってよくなったから収益も上がったのかということをお伺いします。

西山企業局長 施設の運営面でございますが、例えばゴルフ事業ではきめ細かいサービス設定をするとか、あるいは、レジャー事業では健康教室を拡充する。また、レストランでは、ジャンボハンバーガーがマスコミで話題になっておりますけれども、そういったマスコミを使ったPRや、地産地消のメニューの開発など、御努力いただきまして、現金収支で黒字化することができました。

進藤委員 指定管理者制度になって、創意工夫をして、県のほうではちょっとできないようなことを、民の考えを入れてやってきたという点はよかったのではないかと思います。

(地域振興事業での経費削減について)

次に、指定管理者のゴルフ事業部やレジャー事業部、レストラン部の売り上げ合計額は7億9,686万9,000円で、前年に比べ3.3%の増であるとありました。決算は、協定書に基づく平成21年度納入金を2,000万円減額しても、なお1,400万円余の赤字となっているということです。売り上げを伸ばす努力とともに経費節減を図らなければ、このまま次々と、赤字が続いていくのではないかとということをお心配するわけですが、その点につきましてぜひ改善をしていただきたいと思います。思っておりますが、いかがでしょうか。

渡辺総務課総括課長補佐 平成21年度につきましては、9月に大型連休、シルバーウィークなどがございましたことから、丘の公園の利用者数は、ゴルフ部門、レジャー部門ともに前年度を上回っております。これに伴いまして総収入も前年度を上回りまして、経常利益では黒字でございました。ただ、特別損失がございましたので、単年度収支では1,400万円の赤字となっております。これは前年度の20年度と比較い

たしますと、前年度が4,300万円の赤字ということでございましたので、若干改善の傾向が見えるのかな、指定管理者の経営努力も多少見られるのかなと考えております。

この努力の内訳としまして、1つは売り上げを伸ばす努力ということで、先ほど局長から御説明申し上げましたようないろいろなサービスをしているところでございます。また、費用につきましても、人件費を徹底して削減するなどして、削減に努めているところでございます。

(地域振興事業における経営改善について)

進藤委員

大変工夫をして売り上げは伸びてきているわけですが、少子高齢化もあるし、まだまだ不況が続いているということで、そうそうはなかなか伸びていかないのではないかと考えます。そうすると、経常経費のようなものを節減することを、原点に戻って、これ以上はできないというぐらいの発想の転換をして変えていかないと、いつまでも赤字が続くのではないかと思います。その点について思い切った改善をしていただきたいということで、電気事業会計から62億5,000万円余という多額の長期借入金もありますし、施設も老朽化してくるでしょうから、修繕費用の増加なども考えられますので、ほんとうに厳しい経営状況は続くのではないかと、県民の方もみんなそう思っていると思います。ほんとうに真剣にこの事業のあり方について、思い切った経営改善をしていただきたいと思いますが、そのお考えをお聞きしたいと思います。

小林公営企業管理者 ただいま委員から御指摘のとおりでございまして、やはり先ほど来、各委員から御質問いただいたところでございます。平成16年度から指定管理者制度を導入し、その指定管理期間は10年間でございます。制度的に新しい指定管理者制度が導入されて、さまざまな検討をしていく中でそういう制度が出てきたということで、この制度が望ましいだろうとかなり議論をいただく中で、先発に近いような形で、平成16年度から導入したということでございます。

その中、いろいろな変遷等もございまして今日に来ているわけでございますけれども、平成25年度末をもって、現在の指定管理者については、一度そこで指定管理は切れる形になります。そこに向けて抜本的な検討をしていく必要があるだろうとは当然考えております。指定管理を継続するかどうかを含めて、さまざまな課題等も確かにあります。同じ企業局の中で、電気事業から62億円の借り入れをしてやってきた事業であることなど、さまざまな点がございまして、やはり25年度末に向けて、それ以降どうするのかということも含めた検討を当然していくということですが、それに至るまでには庁内でもきちっと検討することが大事ですので、それに向けて現在、諸準備を進めているところでございます。

いずれにしても、八ヶ岳南ろく地域に20万人以上の入込客を受け入れているという現実もございまして、地域振興には役に立っているだろうと思っております。それから、丘の公園の管理公社が、県の直営に近い形でやってきたときに比べて、民間のノウハウということで、会社のほうでは日夜ご努力をいただいているとも思っております。そんな中で、我々としても今後の経営状況を十分注視をしていくということを踏まえて、今後のあり方についても、十分意を払いつつ、検討していきたいと考えております。

進藤委員

よくわかりました。ほんとうに地域の方たちは、地域振興事業をやっていただいて喜んでいるわけですね。あの広いところでいろいろなイベントもやり、別のイベントで訪れた方がまた丘の公園に行くというようなこともあると思うんです。その中で、今までやっていたから今までどおりというような考え方でなくて、相当厳し

い意識を持って経営をしていただかなければいけないと思いますし、県のほうも、いわゆる経営状態の奥深いものにほんとうに目をよく光らせていただいて、経営が健全に進むようにぜひお願いをして、終わります。

(休 憩)

質 疑

福祉保健部・商工労働部・農政部関係

(老人福祉費について)

森屋委員

御苦労さまです。私は福祉保健部老人福祉費ということで、この間の部局の議論で大分させていただきましたから、基本的には意見だけということにさせていただきましたと思います。

ただし、その前に1点だけ。先日も大分お話ししましたように、今回、経済対策とはいえ、国から来た、ある意味十分な支援があるにもかかわらず、なかなかそれが執行されずに残が出たということでもったいないんじゃないかという話から、むしろ制度といいますか、幾つかある老人ホームの形態自体にも、現場に即さない、現状に即さない部分が見えてくるんじゃないかというお話をさせていただいたところです。

そこで、この間、小規模多機能型が十分ではなかったというふうな説明をいただいたわけですが、その後いただいた資料で、今回のこの基金創設に伴って、もう1カ所整備の希望が出たということですが、これはやはりこのインセンティブというか、経済対策で創設されたこの支援がきっかけになったと言えるのでしょうか。

桐原長寿社会課長

国の基金事業は、基本的に、市町村の第4期計画に盛り込まれたものをカバーするという国から所要額が来ておりますが、市町村からの計画に載っていませんけれども、それ以上に上乗せ整備をするということで希望があれば、その分についても国のほうから補助をいただけるということでございました。そこで市町村に希望をとりまして、その結果が小規模多機能型については1カ所であったということです。全体で4事業でございますけれども、上乗せ整備となっております。

森屋委員

ここにも書かせていただきましたけれども、今回の決算をもとにした議論の中で見えてきたことを中心に、来年度は次期の介護保険事業計画を策定する年度だということでもあります。私はこの間から皆さん方に説明を受けている中で、これからは特に住居が密集したようなところには、むしろこういう小規模多機能型のもののほうがいいんじゃないかというような理解を深めることができました。県内の市町村などに対してこの小規模多機能型のメリットといいますか、よさというものの啓蒙を一方でしてもらおう。もちろんこれは国がつくってきたもので、国が定めている設置基準や、システムですので、それを皆さん方で中身を細かく勝手に変えていくということとはできないということでした。しかしながら、そうであっても、やっぱりこのよさというものは説明をしていただいて、平成24年度から計画されている次期の計画にぜひ積極的に反映され、今回の決算を通して見せていただいた内容であってほしいということを求めまして、私の意見とさせていただきます。

(高度化資金貸付金償還金の回収について)

金丸委員

商9ページの中小企業近代化資金特別会計歳入決算状況の中の諸収入の高度化

資金の関係でございます。不良債権について白壁委員がちょっと触れられまして、私も触れようと思っておりましたが、部局審査の中では触れないで、総括審査の中で意見を申し上げたいということにさせていただいたところでございます。

高度化資金の不良債権額が111億3,000万円ということですね。平成20年2月から3年近くかけて、整理回収機構(RCC)に回収委託をお願いしているわけでありまして、部局審査の中で、回収額が1,800万円にとどまっているということでした。この1,800万円を回収するのに、元手の委託料はどのぐらいかかっているのかということでございます。

赤池商業振興金融課長 中小企業基盤整備機構も負担していただいておりますが、その分も合わせて、現在までの委託費の総額は、本年度予算を含めまして、約1億6,000万円となっております。

金丸委員 1億6,000万円かけて1,800万円ということで、とてつもない金額だと思うし、民間ではこんなことは許されんかなという、そんな感じもいたすわけでございます。このように多額の費用をかけて、回収が進んでいない、この要因は何なのか明らかにしてもらいたい。

赤池商業振興金融課長 回収が少な過ぎるという御指摘でございますが、その理由としましては、RCCのほうで債務者からの回収、担保物件の競売手続や連帯保証人との交渉を進めてきましたが、特に競売につきましては、競売申し立てから公告まで期間が1年以上かかるなど、裁判所の手続自体が当初の想定よりかなりおくらしていることや、競売自体にも異議を申し立てられて裁判になっているものもあること。また、不況等の影響によりまして、公告されても1回目ではなかなか落札されず、2回、3回と競売手続を進めなければならないため、その分さらに時間がかかることなどで、結果的にまだ競売については落札されたものがなく、その分の回収はありません。

あと、連帯保証人につきましては、粘り強く任意の交渉を続けているのですが、十分な協力を得られていないということで、いずれ強制執行や裁判等に移行せざるを得ない事例が多くなっております。このようなことから、回収が少額にとどまっております。

金丸委員 今おっしゃられるような状況ですと、このまま回収委託を続けていても、費用と時間がかかるわりには回収が進まないと思われま。これは具体的にはいつごろまでに回収を済ませるような委託を続けていくのかということについて明らかにしてもらいたいと思います。

赤池商業振興金融課長 このような回収を進めているもともとというのは、国の方針に基づきまして制度を所管するとともに、融資の原資の一部を負担していただいている中小企業基盤整備機構としても、平成17年度末の不良債権をベースに、本年度末までにそれを半減することを目標としてまいりました。県としてもこれを踏まえまして、本年度末までできるだけ多くの不良債権を処理することを目指してきましたが、現在の状況では本年度中に全部の処理をすることが非常に困難な状況となっております。このため、中小企業基盤整備機構とも協議した上で、本年度までの競売手続、連帯保証人との交渉等を生かすため、来年度も引き続き回収委託を続ける中で、できる限り回収を進め、早期に決着を図りたいと考えています。

金丸委員 来年度まで回収委託を続けていくということのようでありまして、それ以降ももちろん債権は残っていくと思うんですね。来年度で回収の手続が終わるとい

うことであればいいんだけど、とても終わる状況でないと思うのですが、この辺はどうなんですか。

赤池商業振興金融課長 私どもも、来年度中には全部回収を終えてということを理想にしているのですけれども、先ほどの繰り返しになりますが、担保物件については裁判所への競売手続はすべて終えております。それで、落札あるいは、公告を待っているという状況です。こちらとしては早期に決着してほしいという思いがありますけれども、私どもの都合ばかりで進むものではない。1回で落札となる保証もありませんし、そうすると、さらに時間と費用がかかり、来年度中に落札に至らないようなものが出ることも想定されます。

一方、連帯保証人につきましても、今後、強制執行による競売手続等を進めることとなりますが、これまでの競売の状況から見ると、決着までにはかなりの時間がかかることが想定されます。これにもさらに時間と費用を要することになります。また、現在もう既に裁判になっているものもありますが、それも含めて、今後、連帯保証人についても裁判になるような事態になれば、そのためにより多くの時間と費用を要するようになります。

このような理由から、率直に申し上げて、来年度中に全部決着できるとは断言できないような状況であります。

金丸委員 民間では、このような状況であれば、責任者が責任を取らざるを得ないということは明らかだと思っております。これは県が、国の高度化資金ということで申請に基づいて貸し付けてきているということだから、責任の取り方というのがなかなか明確にならんということだと理解はいたしておるわけではありますが、いずれにしても、これは最大限回収に努めるということだと思います。今もちょっと話がありましたように、連帯保証人に対する債権回収はどのような状況かということについて、個別具体的な話をもうちょっと深く突っ込んでしてもらいたいと考えます。

赤池商業振興金融課長 現在までの連帯保証人に対する回収につきましてですけれども、破産により免責となった方が4名、破産手続き中で配当待ちとなっている方が3名、回収済みの方が4名となっています。先ほども言いましたように、交渉は続けておりますが、なかなか任意の交渉では十分な協力は得られないようになっていますので、こういう場合には強制執行や裁判等に移行せざるを得ない状況となっております。

現在のところ、今まで残っている連帯保証人はそれぞれ、味のふるさとが10名、甲南食品が1名、甲府シティジュエリーが4名、身延ショッピングセンターが18名、山梨ニューマテリアルが3名、玉穂商業開発が7名、塩部ショッピングセンターが5名となっております。

金丸委員 全体では約40人になるということだと思います。この人たちの個人の資産については、最低、生活保障はしていかなければならないのかもしれないかもしれませんが、やっぱりこれを差し押さえることに発展をさせる必要があるんじゃないかと思うんですが、この辺の動きというのはどうなっている？

赤池商業振興金融課長 委員おっしゃるとおり、財産をお持ちになっている方には、やっぱり連帯保証人になっていただいた責任もありますので、できる限り、財産等を含めて、回収したいと思っています。そろそろ、差し押さえとか、場合によっては裁判という手続に入りたいと思っています。

金丸委員

40人近い人について手続きをするということになれば、これまた費用もかかるわけですね。RCCの弁護士に頼むのか、県の弁護士に頼むのか、そういう手続に入るとということになれば、費用がかかるわけでありすけれども、やっぱり見通しを立てて、しっかりやってもらうということが大切ではないかと思っておりますので、意見を申し上げておきます。

それから、今の話の流れの中で今日まで取り組んできているわけでありすけれども、もうちょっと取り組みをスピードアップしたり、強化したりということが必要ではないかと。そうしないと、毎年毎年費用はかけるけれども、回収が進まないということで、無駄な経費がどんどん膨らんでいくということも考えられるわけでありす。

これは私もあんまり回収を期待しません。というのは、破産をしたところというのは、RCCが引き受けても、なかなか金額どおりには、とてもじゃないけど回収できないということです。私がちょっと携わった話の中では、パチンコ屋さんの3億円という資産が、結果的には300万円ぐらいでRCCにより売却されたというような話もあるわけでありす。

そういうことからいうと、先ほどの1億円以上かけた経費の中で1,800万円しか回収できなかったということですね。こういうことを考えると、とにかくこのまま債権額が二束三文になるような状況が想定されますので、できるだけ早い方法で方向づけをすることもいいのではないかと、これを検討しろと言いたいところだけれども、この辺の考え方というのはいかがですかね。

赤池商業振興金融課長 今、委員がおっしゃられた形というのは、債権譲渡ということだと思っておりますけれども、基本的には、可能な限り回収した上で、それでも回収し切れない部分が当然出てきます。こういった場合には、議会で債権放棄の議決をいただいて、そのうちの中小企業基盤整備機構の負担分について、機構から免除していただく、それがとるべき方法だと考えております。先ほど委員がおっしゃられた債権譲渡という方法についても、不良債権処理における制度的な選択肢ではあると承知しておりますけれども、現在、最大限の回収が図れるよう、一生懸命取り組んでいる最中でありす。おくれていた担保物件の競売も、年明けには何件か期間入札に入ると見込めるなど、手続が進んでいる状況でありす。今の厳しい経済情勢ではありすますが、成果もあらわれてくるものと思っておりますので、現時点ではもう少し時間をいただき、できる限り回収に努めていきたいと考えております。

金丸委員

最後でありすけれども、今お話のあった債権譲渡の関係については、これは議会との調整も必要ということになっているようでありす。その方法を追求していくということを私から申し上げて、それを含んで、今後検討していただくような方向でということをお願いいたします。

(地産地消の推進について)

木村委員

農4ページ、農林水産業費の農業総務費、やまなし農産物地産地消の推進についてお伺いします。外国の食品の不祥事も大変重なったということもありませんけれども、つくっている人の顔が見える、安全安心だということで、地産地消は今後も大変重要な施策であると考えています。県ではさまざまな対策を講じていまして、景気低迷の中で農産物直売所の売り上げが伸びているということが成果説明書31ページに載っていますけれども、大変喜ばしいことでありす。しかし、最近、その伸びが一時期の勢いに比べて鈍ってきているのではないかという感じも受けるところでありす。

農産物の直売所には2通りあるんですけれども、1つは、道の駅のように、観光

面で大きな脚光を浴びて、山梨県の農産物が全国にニュースなどでも取り上げられるような、県外者を対象としたものですね。それから、もう1つは、私の身近にあるんですけども、自分の家で作るのを少し余分につくって、農協の直売所などで消費者へ提供しているというもの。新鮮でおいしいということで、まちなかの隠れた、目立たないんですけども、そこへ行くと地域の人が大変行き交っていて、にぎやかなマーケットになっているんです。ここは歩いてとか、自転車などでやって来る、もちろん県内者ですが、出荷する人と買う人がほんとうに行き交っていて、高齢者も多くて、地域の活性化という点で大変役に立っている。その2通りがあると思うんです。そこで、直売所の運営管理の強化も大変重要ではないかと思います。

それからもう1つですけども、私が胸を痛めているのは、売れ残ったものは、夕方、表へ出されて、出した人が引き取りに来るんですね。その中で、梅とかの果実などは、その店、その店で加工所を設けるといことは大変でしょうけれども、何らかの形でそれをうまくまとめて、加工所に持って行って、ジャムとか梅漬けとかいろいろな形にできないものかと。自分が農家で昔、梅を出したりした経験からですが、ほんとうに苦勞して夜中までかかって準備をしたものが、表へ出されて、色が変わって腐っていくというようなことは私は自分のことのように大変胸が痛みました。

そこで、農産物を有効活用するための加工処理施設の整備などの機能面での強化も必要ではないかと自分の体験から思ったところですけども、県としては今後、どのような支援を行っていくのか、まずお伺いをさせていただきます。

樋川果樹食品流通課長 農産物直売所の関係でございますが、今後とも直売所が発展をしていくためには、委員御指摘のとおり、利用者がまた来たくなるような魅力ある店づくりとか、あるいはその運営面、機能面での強化について、今後とも直売所の関係者の方たちが工夫、努力を重ねていくということが非常に重要だと考えております。

そのため、昨年度につきましては、県内10カ所の直売所に専門のアドバイザーを派遣いたしまして、魅力ある店づくりに向けた診断、指導を行いました。また本年度からはその成果を生かしまして、県内の直売所の関係者に魅力創造講座という研修会を行い、意識改革やスキルアップを図ろうということでございます。

また、直売所の魅力につきましては、1つは品ぞろえが非常に大事だということで、直売所向けの生産加工マニュアルを作成しまして、普及センターが栽培技術指導を行いましたり、あるいは生産組織の育成も進めております。また、生育期間の拡大が品ぞろえをしていくためには非常に重要ですので、ビニールハウスの施設の支援を行うなど、直売所の運営がさらに向上していくように支援を積極的に行っていきたいと考えております。

加工品につきましても、農産物の有効利用、あるいは、先ほど言いました、年間を通じた品ぞろえという点で非常に重要ですので、普及センターによる加工グループの引き続きの指導、支援を行うと同時に、加工施設につきましても、国、県のいろいろな制度がございますので、そういったものを活用しながら、引き続き積極的に支援をしていきます。

また、農産物を活用しました新たな特産加工品の開発を進めたいということで、この方面で非常に高い見識と実績を持っております、東京農業大学の小泉武夫先生から直接アドバイスをいただくことも考えておまして、そういったことを含めまして、積極的に取り組んでいこうと考えています。

木村委員

今の御答弁をいただきまして、大変力を入れてくださっていると感じ、安心をしたところです。

そしてまた、成果表のほうにありましたけれども、私は今まで、子供たちの給食

の食材のことばかり質問したり、言ってきたんですが、県立中央病院にも入っているということで、なるほど、大変いいことだなと思いました。きっと、いろいろな分野で地産地消を進めていくことがまだまだ可能だと考え、引き続き、一層いろいろな分野で推進されることを望むわけですが、今後の方策についてお伺いをしたいと思います。

樋川果樹食品流通課長 地産地消の一層の推進ということでございますけれども、現在、県民への意識啓発を図るということで地産地消推進対策を体系化しまして、優良活動の表彰とか、あるいは先進事例の紹介などを実施しています。また、テレビやラジオ等を通じまして、県産食材の日のPRとか、あるいは野菜の日に野菜の消費拡大のキャンペーンを行うなど、そのあたりのことも意識をしております。

また、地産地消の推進に賛同していただける生産関係者、流通業者、消費者の皆さんを地産地消サポーターとして登録を行いまして、地域の中で地産地消に向けた活動をしていただくというようなことでお願いしておりますので、今後ともその拡大を進めていきたいと考えております。

また、先ほど話が出ました学校給食につきましても、教育委員会等と連携いたしまして、地域の食材を積極的に使っていただく取り組みにつきましても積極的に支援をすることを考えております。

今後とも、県のホームページ等で消費者の方あるいは観光客等に向けましても、県産農産物の情報を積極的にPRしていきたいと思っております。先ほどお話にもありました農産物直売所への支援も進めていきたい。また、スーパーやコンビニなどとの連携とか、あらゆる機会を通じまして、地産地消の推進に努めていきたいと考えております。

木村委員

確かにコンビニに県産農産物の旗があって驚きました。食品の自給率は国内が40%というけれども、山梨県は何と20%という話を聞いて驚いたんですが、やっぱり健康面とか高齢者のいきいき対策、地域づくりなどということで、縦割りではなくて県全体の運動として、これからしっかりと進めていっていただきたい。山梨県というと、山に囲まれて、農産物の自給率ももっと高いんじゃないかなと思ったんですが、ほんとうに低くて驚いたので、県全体でこの運動がさらに推進されますことを希望いたしまして、質問を終わります。

(がん対策の推進について)

安本委員

まず、決算報告書83ページ、福祉保健部の成人病対策費に関しまして、がん対策の推進、特にがん検診の受診率向上への取り組みについてです。がん対策については、ご承知のとおり、平成20年3月に山梨県でもがん対策推進計画を策定しました。平成21年度はどのような年だったかといいますと、行動計画、いわゆるアクションプランを策定して、平成24年度を目指して、推進計画に掲げた個別目標に対する県や市町村、民間等のそれぞれの役割、推進方法を示してスタートした年ではなかったかなと思います。

私は平成21年2月、予算特別委員会で時間を全部かけて、このがん対策の推進について県の取り組みはどうするのか質問をさせていただいたところです。その後、県のほうでも、がんの予防でしたらば、たばこの対策、肝炎のインターフェロンの治療の助成、そして、子宮頸がん予防ワクチンの助成制度の創出がありました。また、山梨県はがん専門の公立病院がありませんけれども、そういった中で、これは今年度平成22年度ですが、がん診療部の開設とか、外来化学療法室の設置などをしていただきました。また、私はがん連携拠点病院も少なくなるのではないかと危惧しておりましたけれども、放射線治療機器など、高額なものへの助成制度をつく

っていただきまして、4つの確保もできるというような方向になり、しっかりと進めていただいていると承知はしております。

そこで、今日は、残る柱の中でちょっと懸念をしておりますのが、がん検診の受診率の向上の部分なんですけれども、その実施状況について伺いたいわけです。がんは早期に、自覚症状が出る前に発見して治療すれば、治癒できるものも多いということで、早期に発見することが医療費の圧縮にもつながると言われておりまして、しっかりと進めていただきたいと思うのですけれども、推進計画の検診受診率は、平成24年度の目標値が50%となっております。そこで、平成21年度の検診受診率はどのような結果になっているのか、まずお伺いします。

大澤健康増進課長 平成21年度のがん検診の受診率についてお答え申し上げます。市町村で実施したがん検診受診率でございますが、精査中のため暫定値でございますが、胃がんが16.7%、肺がんが39.3%、大腸がんが27.9%、乳がんが32.4%、子宮頸がんが30.3%ということで、乳がん、子宮頸がんにつきましては、平成20年度に比べやや増加傾向でございますが、そのほかは横ばいとなっております。

安本委員 20年度と比較してあまり上がっていないという状況であると、今、お答えいただきました。昨年だったと思うんですけれども、国のがん対策に関する調査がありまして、がん検診について、受けなければいけないと思っている人が97.4%だったということです。しかし、実際に受診した割合は4割以下という結果が出ておりまして、検診を啓蒙することも大事だとは思いますが、忙しい中で、時間をとって検診を受けることが大変なんだと思います。検診を受けやすい環境づくりが大事だということです。

例えば、女性の方にとっては女性に検診してもらいたいとか、仕事を持っている人は休みの日に検診をやってもらいたい。それから、職場の中でもみんなで受診しやすい環境をつくってもらいたいとか、こういった要望があり、これに対してこたえていけば、検診の情報提供もあるとは思いますが、受診しやすい環境づくりをしていけば、もう少し上がっていくのかなと思います。県として、この検診受診率の向上に対してどういう取り組みを平成21年度にされたのかお伺いいたします。

大澤健康増進課長 県での平成21年度の取り組みでございますが、がん検診受診率向上のための普及啓発におきましては、がん検診を受診する必要性のPR、また、がん検診の内容を正しく理解していただくための機会の提供、がん検診の実施日時、場所、費用等の情報提供等が重要と考えておりまして、市町村や企業、団体等と連携をし、受診率の向上に取り組んでおります。

具体的には、平成21年11月にがん予防の普及啓発に協力していただける企業と協定を締結し、がん予防展の開催、あるいは啓発ポスターの掲出、リーフレットの配布、企業の窓口等におきます受診勧奨など啓発活動を展開しております。また、がん検診受診等を勧めていただく協力店舗等をごん予防サポートチームとして募集いたしまして、店頭で卓上のぼり旗、啓発マグネットの掲示、チラシの配布等を行いまして、来店者への受診勧奨に協力いただいております。さらに、テレビコマーシャル、新聞広告等を通じまして、早期発見、早期治療につながりますがん検診受診のPRを行っております。

安本委員 啓発のほうもしっかりやっただけというところなんですけれども、なかなか受診率の向上につながらないのは、県だけの努力ではなかなか難しいと思っております。市町村でもしっかりと取り組んでもらいたいということで、これを促進す

ることが必要だと思います。平成20年度の市町村別の各がん検診の受診率一覧を手元にいただいておりますと、これを見ますと、例えば肺がんの検診受診率は、1位が96.8%、最下位が12.5%です。胃がんとか大腸がんとかそれぞれ見ていきますと、市町村によって人数が多いとか少ないとか人口規模にはよらないで、やっぱりしっかり取り組んでいるところは検診率が高く、あまり取り組みが進んでいないところはどの検診も低くなっております。

私は、市町村で情報交換をしっかり行って、受診率がいいところの情報を、なかなか受診率が上がらない市町村にやり方として提供する。県のほうはがんの検診台帳を整備して、受診対象を明確にし、そこに対して個別にやっていくという話もありましたけれども、さまざまな知恵が現場の中にあるんじゃないかと思います。ほかの市町村の状況をまねて実施できるように、県としてもしっかりと取り組む必要があるんじゃないかと思いますが、市町村への取り組みはどうだったのか伺います。

大澤健康増進課長 市町村に対する支援等でございますが、本県の市町村では、地域の実情に合った特色のある取り組みをしておられ、初めて受診対象となった40歳の住民に個別の受診勧奨を行うなど、受診率の向上に向けた工夫などをされております。また、具体的な方法として、土日検診の実施、託児サービスなど利便性を考慮したがん検診の体制づくりとか、先ほど委員がおっしゃられた、検診台帳の整備なども行っているという状況であります。

県ではこうした市町村の特色ある取り組みを市町村担当者会議等で提示をいたしまして、情報共有することによりまして、受診率アップに向けた効率的な取り組みにつなげられるように支援している状況でございます。

安本委員 私も市町村別の検診率については、自分の関係しているところにもしっかりと訴えて、低いところについてはしっかりとした取り組みをしていただくようお願いをしていきたいと思いますが、引き続き、御努力をお願いしたいと思います。

私が気になっている部分はそういうところだったんですけれども、50%に向けて、現状に対する県としての認識とか、その他の課題、対応方法について、思っただらっしゃるところがあれば、お伺いしたいと思います。

大澤健康増進課長 現状に対する認識、課題等でございますが、がん対策推進計画では平成24年度までに受診率50%を目指しているところですが、目標とはまだ開きがあるということでございますので、今後さらに受診率向上に向けた取り組みの強化を図っていく必要があると考えております。市町村では広報、個別通知、ホームページ等におきまして受診勧奨をしておりますが、がん検診の意義、必要性、検診内容を十分に理解されていないことも理由の1つであろうと考えられます。例えば県政モニターでは、心配なときはいつでも受診できるといったことや、時間がないといったことを受診しない理由で挙げられる方も多いということでもあります。がん検診は、自覚症状がない、健康なときに受けるという認識がまだ薄いということも見受けられます。

今後の課題といたしましては、がん検診の正しい知識の普及啓発、がん検診の必要性の周知徹底、がん検診を受けやすい環境の整備、市町村におきます受診率向上の効果的な取り組みの促進などが考えられます。今後さらに市町村や企業、県民とも連携を強化いたしまして、ホームページ等あらゆる機会を通じて普及啓発を行うとともに、情報提供、共有を図りまして、がん対策の推進に努めてまいりたいと考えております。

(離職者への職業能力開発や職業訓練について)

安本委員

よろしく申し上げます。

次に、商工労働部の関係で、決算報告書88ページほか、主要施策成果報告書58ページですけれども、雇用対策のうちの職業能力開発についてです。平成21年度は、今もそうですけれども、世界同時不況の中で、雇用対策についてさまざまな施策が推進されたと承知をしております。県の雇用再生総合プロジェクトが、平成21年、雇用を守る、つくる、はぐくむ、こういう3つの方向で、総合的な雇用対策事業が実施されました。

当時、私も甲府市住吉のハローワークに伺いまして、現状を所長さんから伺ったわけですけれども、朝行くと、駐車場がもう満杯だということです。県の職員研修所も臨時の駐車場として開放されているということでしたが、一带、ほんとうに大勢の人があふれておりまして、その厳しい状況を目の当たりにしました。

そういう中でも、ハローワークの所長さんから、雇用のミスマッチといいますが、専門技術職は、特に介護職員の関係などほとんどの職種で、求人数のほうが求職数を上回っていると逆の話を伺いました。そこが大事だろうなと思ひまして、平成21年2月の定例会で、例えばヘルパー等の資格の取得ができるような能力開発、職業訓練等の取り組みについて質問させていただきました。知事からは、介護福祉分野とかIT関連の分野の緊急離転職者訓練の定員を大幅に拡充するという答弁をいただきました。主要成果報告書の中に、訓練定員480人、前年118人としか記載がありませんけれども、具体的にはどのように実施をされたのかお伺いします。

二茅産業人材課長 21年度の離職者のための緊急訓練でございますが、雇用情勢が厳しさを増しているという状況をかんがみまして、平成20年度の6コース定員118人、これを21年度は大幅にコース定員を拡充したところであります。訓練の内容といたしましては、雇用の受け皿として期待されております、介護福祉士の養成コースなど福祉の分野で6コース定員200人、また、経理・ITの関連分野で6コース定員200人など、合計15コースで定員480人という訓練を民間の教育訓練機関に委託して実施したところでございます。

安本委員

定員で480名ということで大幅な増員でスタートしたということですが、応募者数とか、実際に入校された数、修了者数、また、訓練を実施するわけですから、その成果として就職率がどうだったのか、この内容についてお伺いをします。

二茅産業人材課長 今申しましたように、15コース定員480人ということですが、それに対しまして、トータルで1,010人の応募がございました。そのうち440人が実際に入校しまして、383人が修了したところです。訓練期間中に就職が決まった人もいるわけですが、その22人を含めまして、全部で251人が就職したということで、就職率が62%という状況になっております。

安本委員

ミスマッチだった介護福祉士とか訪問介護員、この養成についての就職率はわかっておりますでしょうか。

二茅産業人材課長 福祉関連分野でございますけれども、訪問介護員の養成コースがございますが、こちらのほうが定員140人でありまして、142人が入校、139人が修了という状況であります。そのうち96人が就職しました。また、訓練の途中で就職のために退校した者が2人いるんですが、合わせて98人が就職ということで、就職率は69.5%となっております。

また、介護福祉士の養成コースも21年度から実施しているわけですが、

こちらは定員が20人で21人が入校しております。ただ、これにつきましては2年制の訓練の課程になっておりますので、入校生につきましては現在も訓練を実施しているという状況になっています。

安本委員

非常にタイムリーだったというか、求人需要に応じて訓練ができたのではないかなと思います。引き続き厳しい中で、どういうものが求められているかを県としても承知をしていただいて、それに合った職業訓練、能力開発を実施していただきたいと思います。

(障害者の雇用支援対策について)

次に、平成21年2月定例会で、山梨労働局の調査で、民間企業の障害者雇用率が5年ぶりに低下したという記事がありましたので、障害者の雇用支援対策の取り組みについてお伺いをさせていただいております。平成21年度、県では、これも今までとちょっと違って拡充をして、障害者の職業訓練も、企業に委託して実施している実践トレーニングコースを拡充するということでした。そして、新たに障害者雇用訓練トレーナーを配置するという計画を進めるという答弁をいただいておりますけれども、これについての具体的な取り組みはどうだったのかお伺いします。

二茅産業人材課長 障害者向けの実践トレーニングコースでございますが、これは受講生ごとに訓練のカリキュラムを作成しまして、事業主が実際に行っている作業実習等を中心に訓練を行うようにしてあり、実践的な職業能力の習得を目的に行われることになっております。21年度につきましては、20年度の15コース15人を、17コース30人ということで拡大したところでございます。

また、就業支援センターに配置しました障害者職業訓練トレーナーでございますけれども、実践トレーニングコースで現場実習を実施する中小企業のカリキュラムの作成への助言、訓練生に対する生活支援、また、企業と訓練生を仲介して、就職サポートなどを行うということで、職場への定着を支援しております。

こうしたことによりまして、実践トレーニングコースの入校生が18人おったわけですが、13人が修了しまして、そのうち8人が訓練実施先の企業あるいは法人に就職したということで、61.5%という就職率となっております。20年度よりも14.8ポイント上昇したという成果があらわれております。

安本委員

もう1回確認ですけれども、実践トレーニングコースは、定員が30人で、応募が18名だったということでよろしいですか。

二茅産業人材課長 そのとおりでございます。

安本委員

30人が必要だという予算をとられた中で、障害者職業訓練トレーナーをつけながらも、応募が18名しかなかったということになるのかと思います。採用する側も大変厳しい状況ではなかったかとは思いますが、やっぱりもう少し呼びかけをしていただいて、就職率のほうはよかったようですけれども、そういったところの努力をお願いしたいと思います。

もう1つは、成果報告書に委託先開拓員を4人設置したと記載されておりますけれども、これは機能したのかどうか。定員を満たさなかったということですのでけれども、このことについてお伺いします。

二茅産業人材課長 委託先開拓員ですが、緊急雇用の基金によりまして、民間に委託して実施するものであり、委託先であります公益財団法人住吉偕成会におきまして、4人の開拓

員を配置し、障害者向けの職業訓練のPR、あるいは企業訪問や社会福祉施設の訪問をしております。358の事業施設等を訪問して障害者の職業訓練の受託を要請し、新たに2社の受託が決定したところです。また、特別支援学校や障害者施設等を訪問しての職業訓練に関する相談、あるいは福祉関係機関の会議等に参加しまして、障害者委託訓練の制度の充実というようなことを実施したところであります。

安本委員

昨今の報道からも、障害者の雇用については、当然といえば当然なんですけれども、普通の方も厳しい中で、大変厳しくなっていると承知をしています。その中で、アビリンピックの件でも質問させていただきましたけれども、こういう職業訓練があるというPRをしていただいているとは思いますが、どうしようかと思っていられるところにそういった情報が届くとか、それから、358社歩いていただいているわけですけれども、企業のほうにもやっぱり理解をしていただいで、仕事ができる人は仕事ができるようになり組みをお願いしたいと思いますが、そういった点、今後の課題等についてどのように取り組んでいかれるのか、最後にお伺いします。

二茅産業人材課長

委員がおっしゃるとおり、景気の低迷等によりまして、障害者の雇用環境は非常に厳しくなっておりまして、これが今後続くことが想定される場所ですけれども、障害者が社会の中で経済活動が続けていく、社会人として自立していくためには、障害者を理解して、その能力を活かしていただくことが重要であります。現在、商工労働部で策定の準備を進めております、来年度、平成23年度からの5カ年の第9次職業能力開発計画におきましても、障害者の職業能力開発に対する施策を重要課題として位置づけまして、障害者に対する訓練の一層の推進、あるいは事業主、また、広く県民に対して、障害者雇用について理解していただくといった取り組みを実施してまいるところであります。

(農業協力隊の就農推進について)

山下委員

いいでしょうか。予告がないのでほんとうに失礼かと思っておりますけれども、担い手対策について、一、二点お伺いさせていただきたい。

成果報告書の29ページに、県が一生懸命、鳴り物入りでつくった農業協力隊就業推進費なんですけれども、正直言って、これは結構大きい金額なんですよね。たしか、19年か、20年からか、始まっていて、始まった年度に20人から25人ぐらいの協力隊員を選んでいると思うんです。ちょっと詳しい内容を教えてください。

大島担い手対策室長

委員から今、御質問がありました農業協力隊の事業につきましては、平成21年度から、総務省の特別交付税の措置を受けまして実施しております。平成21年度につきましては、25名の隊員を委嘱しております。22年度につきましては、15名を追加しまして、計40名となっております。

山下委員

これは3年間ですか。それとも、単年度で、交付税が来る間、ずっとやっているんでしょうかね。

大島担い手対策室長

3年間事業としまして、24年3月をもちまして、現在のところ、終了という予定であります。

山下委員

これは、要するに、県外からの就業であり、ほんとうは担い手として山梨県の方、2世さん、3世さんが一生懸命やってくれればいんだけど、なかなかそれでもま

だ足りないから、今度は県外でやりたい人を募りましょう、それで、お金を出してやってもらいましょうという話でございますよね。それで、この人たちが1年間で終わるわけですか。3年間やるんでしょうか。

大島担い手対策室長 隊員につきましては、40名の方は3年計画で、21年度の方は3年、今年委嘱しました15名につきましては2年で、24年3月終了という形で、来年度の追加は予定しておりません。3年計画になります。

山下委員 3年の方もいれば、2年の方、1年の方もいる。勉強してもらって、山梨県に残っていただいて、農業をやっていただきましょうということですよ。そうすると、今度は住宅、土地までを用意していかなければいけないことにもなるのかな。そこまで考えているんでしょうか。

大島担い手対策室長 隊員40名の指導につきましては、支援機関を設置しておりまして、今、それが25あります。支援機関の多いところでは4名、また1支援機関1名というように、隊員をいろいろな面で面倒を見てもらっております。その主なものについては、農作業の技術習得から始まりまして、農地の確保とか住宅の確保につきましても支援をしてもらうような計画にしております。

山下委員 後で支援機関についても聞きましょう。時間もございますから、1点だけ、最後に、まとめさせていただきます。要するに、僕が言いたいのは、確かに国の交付税があり、やっていただいている事業かもしれないけれども、やっぱり何とか山梨県に定住していただいて、農家をやっていただける、そういう人も選ばなければいけないし、またそういう体制もつくらなければいけない。ただ単にこれで、3年間やりました、大いに勉強しました、東京へ帰ってしまいました、どこかほかの県に行きましたでは全く寂しい話になります。大いにそこをよく研究していただきたいと思います。

以 上

決算特別委員長 中村 正則